

浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、浜松市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会には、市全体会、企画会議、専門部会、当事者部会及び浜松市障がい者相談支援センター（以下「委託相談支援センター」という。）の圏域ごとにエリア連絡会を置く。

(市全体会)

第3条 市全体会において次に掲げる事項を協議する。

(1) 課題解決に向けた協議

(2) 困難事例等の共有

(3) 市への施策提案

(4) 協議会の活動報告

2 市全体会は、原則として年2回開催する。

3 市全体会の委員は、次に掲げる者のうちから選出する。

(1) 障害福祉に関し学識経験を有する者

(2) 相談支援事業に従事する者

(3) 障がい者の自立又は社会参加活動への支援に従事する者

(4) 教育関係者

(5) 医療関係者

(6) その他必要と認められる者

4 市全体会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市全体会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(2) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 市全体会は、会長が招集し、会議の議長となる。

7 市全体会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(企画会議)

第4条 企画会議において次に掲げる事項を協議する。

(1) 課題の整理

(2) 困難事例等情報の整理

(3) 社会資源の改善

(4) 困難事例の協議

(5) 専門部会活動の情報共有、情報発信

(6) エリア連絡会活動報告

2 企画会議は、障害保健福祉課、区社会福祉課、浜松市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）及び委託相談支援センターで構成する。

3 企画会議は、原則として隔月に開催する。

4 企画会議には、基幹相談支援センター及び障害保健福祉課で組織する事務局会議を置き、企画会議協議案件の調整を行う。

（当事者部会）

第5条 当事者部会は、当事者又はその家族（以下「当事者等」という。）との意見交換により、当事者のニーズに即した支援の体制を構築していくとともに、協議会活動の報告を行うことを目的とする。

2 当事者部会は、当事者等及び障がい者関係団体に所属する者より構成する。

（専門部会）

第6条 専門部会は、専門的な見地から連携及び支援の体制について協議するため、分野別に関係者が集まり、特定の事項について調査・研究を行う。また、調査・研究の結果を提言書としてまとめる。

2 専門部会は、次の3つとする。

ア 相談支援部会

イ 権利擁護部会

ウ 地域生活部会

3 専門部会には必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求め、意見等を求めることができる。

（エリア連絡会）

第7条 エリア連絡会は、区社会福祉課及び委託相談支援センターを事務局とし、基幹相談支援センターをオブザーバーとして、次の会議体を設置する。

（1）エリア全体会

ア 地域課題の抽出及び解決に向けた協議

イ 社会資源の改善

ウ 困難事例の協議

（2）エリア事務局会議

ア エリア連絡会の運営に関すること

イ エリア内の課題に関すること

ウ エリア全体会の協議内容の調整

（3）エリア部会

ア エリア部会は、地域の実情に合わせるもの及び専門部会と連動し市全体の課題にも対応できるものを設置する。

イ エリア部会は、エリア内の課題の抽出や解決に向けた取り組みを実施するとともに、地域の関係機関とのネットワークを構築する。

2 その他エリア連絡会に関することは、エリア連絡会で定める。

（会議の公開等）

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（1）個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の人

を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあると認められるものに該当する情報に関し協議する場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないなど、適正な会議運営が損なわれる恐れがある場合。

(会議の記録)

第9条 協議会の会議録の作成その他記録は、障害保健福祉課又は区社会福祉課が行う。

(秘密の保持)

第10条 協議会の関係者は、協議会に関する職務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(広報)

第11条 協議会の広報は浜松市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、障害保健福祉課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は障害保健福祉課が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 浜松市障がい者自立支援協議会実施要綱(平成26年4月1日施行、最終改正平成29年6月1日)及び浜松市障がい者自立支援連絡会実施要綱(平成21年3月13日施行、最終改正平成29年6月1日)は、廃止する。